

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県寄附募集に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(市町村課)

一

○埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則

(消防学校)

一

○本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(森づくり課)

三

### 訓令

○埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令(消防防災課)

六

○埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令(道路環境課)

一一

部を改正する訓令

(みどり自然課)

八

○埼玉県出納局事務決裁規程

(出納総務課)

九

### 告示

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定に関する告示の一部改正

(危機管理課)

一一

○県道の路線名等の変更

(道路環境課)

一二

○会計管理者事務の一部委任

(出納総務課)

一三

## 規則

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十四号

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則(昭和五十六年埼玉県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「関係職員」を「関係職員」に改める。

様式第七号(表面)中「職員」を「職員」に改め、同様式(裏面)中「関係職員」を「関係職員」に改め、「関係書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十五号

埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則

埼玉県消防学校校則(昭和五十三年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「種別、教科目及び時間数」を「教科目、時間数その他の教育訓練に必要事項」に、「の定めるところにより」を「及び救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省・厚生省令第二号)第四条第四項に規定する指定基準に基づき」に改める。

### 別表中

特別教育	消防職員及び消防団員に対し、初任教育、基礎教育、専科教育及び幹部教育以外の教育訓練で特別の目的のために行うもの
------	---





同条の次に次の一条を加える。

(入学一時金の交付時期)

第六条 条例第六条第二項の知事が別に定める時期は、条例第三条の規定により奨学生として決定をした日から十五日以内の日とする。

第三条中「第一条」を「第二条第一項」とし、同条を第四条とする。

第二条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条に次の一項を加え、同条を第二条とする。

2 前項の願書及び推薦書で入学一時金の貸与に係るものの提出は、大学又は専修学校に入学しようとする年度の前年度に限り行うことができる。

第一条として次の一条を加える。

(在学することとなる者)

第一条 本多静六博士奨学資金貸与条例(昭和二十八年埼玉県条例第二十一号。以下「条例」という。)第二条の在学することとなる者で知事が別に定めるものは、大学又は専修学校の合格通知書その他知事が必要と認める書類を提出した者とする。  
様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

奨学生願書		氏名		年 月 日 生	
(ふりがな)		氏名		年 月 日 生	
住所(詳細に記入してください。)		電話		電話	
在学	校	(学部・科等まで)	在学年	年生	高程度
出身	校	(学部・科等まで)	卒業	業	学校認定
進学志望校		修業年限		卒業試験合格	
希望事項	入学一時金	円	月額	円	月
希望事項	月額奨学金	円	期間	年 月 日から	年 月 日まで
<p>私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。 なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人 氏名 ①</p> <p>連帯保証人 氏名 ②</p> <p>埼玉県知事 様</p>					
連帯	住所	電話	住所	電話	住所
保証人	本人との関係	生年 月 日	生年 月 日	生年 月 日	生年 月 日
保護者	住所	電話	住所	電話	住所
*本人が未成年者の場合	氏名	③	氏名	④	氏名

(注) 保護者とは、親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

様式第二号中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。  
様式第二号の二及び様式第五号を削る。  
様式第四号中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第四号として、様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第3号(第5条関係)

誓約書  
埼玉県知事 様  
奨学生 氏名  
住所  
電話番号

私は、下記のとおり決定された本多静六博士奨学金について、本多静六博士奨学金貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。  
また、本多静六博士奨学金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、及び利用することに同意します。

私は、奨学生に下記のとおり貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。  
また、奨学生が本多静六博士奨学金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、又は利用することに同意します。

連帯保証人 氏名  
住所  
生年月日  
本人との関係  
電話番号

記

- 1 奨学金の額  
(1) 入学一時金 円  
(2) 月額奨学金 月額 円

- 2 月額奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで

様式第八号中「第12条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第九号とする。  
様式第七号中「第11条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第六号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「貸与期間」を「貸与月額」を「入学一時金」に、「貸与期間」を「月額奨学金」に、

年	月	から	年	月	まで
---	---	----	---	---	----

年	月	から	年	月	まで
総額 円					

号とし、同様式の前に次の様式を加える。

に改め、同様式を様式第七

様式第六号(第10条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

埼玉県知事 様

奨学生(又は奨学金借受者)

住所氏名

氏名

電話

連帯保証人

住所氏名

氏名

電話

本人との関係

の

奨学生(又は奨学金借受者)の連帯保証人は、

ので、新たに上記の者が連帯保証人となりますので、お届けします。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の本多静六博士奨学金貸与条例施行規則第十三条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに奨学生として決定を受けた者について適用し、同日前に奨学生として決定を受けた者については、なお従前の例による。

訓 令

埼玉県訓令第十五号

本 庁  
埼玉県消防学校

埼玉県防災航空センター

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程(昭和五十八年埼玉県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

「本庁」「本庁」

令達先中 埼玉県消防学校を埼玉県消防学校に改める。

埼玉県救急救命士養成所 埼玉県防災航空センター」

第一条中「埼玉県救急救命士養成所の職員」を削る。  
第二条第二項中「埼玉県救急救命士養成所長」を削る。

「危機管理課」「危機管理課、消防」

長、消防防災課長、消防防災課長、消防学校長、救急救命士養成所長及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者

「危機管理課、

管理課、消防防災課及び化学保安課の主査

の主幹、並びに消防学校の校長並防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者

並びに消防学校の校長並救急救命士養成所の担当

並びに消防学校の校長又はこれらに相当する職にある者

並びに消防学校の校長又はこれらに相当する職にある者

並びに消防学校の校長又はこれらに相当する職にある者

職にある者」

「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長、救急救命士養成所長及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者

「危機管理課、消防防災課及び化学保安課の主幹並びに消防学校の担当部長又はこれらに相当する職にある者





各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、専決することができる者は、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告しなければならない。

一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

三 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

四 事案について上司が了知しておく必要があると認められるとき。

#### (専決の報告)

第六条 専決事項のうちあらかじめ上司が指定したものを専決した者は、速やかにその内容を上司に報告しなければならない。

#### (代決)

第七条 会計管理者の決裁する事項に係る事案について、会計管理者が不在のときは、主務課長がこれを代決することができる。

2 課長の専決することができる事項に係る事案について、課長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。この場合においては、当該各号に掲げる者の職務として指定された事項に係る事案に限るものとする。

一 調整幹又は副課長

二 主幹

3 主幹(調整幹及び副課長を含む。)の専決することができる事項に係る事案について、主幹(調整幹及び副課長を含む。)が不在のときは、その者の上司がこれを代決するものとする。

#### (代決の制限)

第八条 第五条第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

#### (代決の報告)

第九条 代決した者は、当該代決した事案について、会計管理者又は専決することができる者に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

#### (合議の決定)

第十条 第七条第二項及び前二条の規定は、合議を受けた場合の決定について準用する。

#### 別表(第三条関係)

##### 課長共通専決事項

一 定例又は軽易な報告書、届出書、申請書等の受理及び經由進達に関すること。

二 定例又は軽易な通知に関すること。

三 分掌事務に係る事項の証明に関すること。

##### 出納総務課長専決事項

一 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号。以下「規則」という。)第四十条の二の規定による指定代理納付者の指定に係る合議に関すること。

二 規則第四十二条第一項の規定による徴収又は収納の事務の委託に係る合議に関すること。

三 規則第四十二条第四項において準用する規則第四十条第四項第二号の規定による払込み延期の承認及び期間の指定に関すること。

四 規則第六十三条の三第一項の規定による支出の事務の委託に係る合議に関すること。

##### 会計管理課長専決事項

一 規則第四十条第四項第二号の規定による払込み延期の承認及び期間の指定に関すること。

二 規則第四十一条の規定によるつり銭に充てるための歳計現金の交付及び保管に関すること。

三 規則第四十九条から第五十一条までの規定による支払に関すること。

四 規則第五十一条の二の規定による払出指示書の送付に関すること。

五 規則第五十二条第一項の規定による控除を要する金額の差引き及び同条第二項の規定による公金振替書の送付に関すること。

六 規則第六十五条(第一項ただし書を除く。)から第六十七条までの規定による県送金案内書等の訂正及び再発行並びに送金の取消しに関すること。

七 規則第七十条第四項の規定による公金振替書の送付に関すること。

八 規則第八十条から第一百条までの規定による支払に必要な資金の振替等に関すること。

九 規則第一百六条第四項の規定による歳入歳出外現金の翌年度への繰越しに関すること。

- 十 規則第二百二十条の歳入歳出外現金の払出しに関すること。
- 十一 規則第三百三十四条第二項の規定による預金口座の指定に関すること。
- 十二 規則第二百十二条第一項の規定による出納員又は分任出納員の事務の引継ぎの立会者の指定に関すること。
- 十三 規則第二百十三条において準用する規則第二百十二条第一項の規定による資金前渡担当者の事務の引継ぎの立会者の指定に関すること。
- 十四 規則第二百十六条第二項に規定する検査員が行う同項の検査に係る規則第二百二十一条の規定による報告に関すること。
- 十五 前号の検査に係る規則第二百二十二条第一項の規定による通知及び同条第二項の規定による報告に関すること。
- 十六 規則第二百三十条第二項の報告又は実地調査に関すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百六十号

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田 清 司

平成十七年埼玉県告示第六百五十五号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定について)の一部を次のように改正する。

「庄和都市ガス株式会社」を削り、「株式会社神田運送」を「株式会社KN Dコーポレーション」に改める。

埼玉県告示第五百六十一号

次の表に掲げる路線番号の県道について市町村の廃置分合等により、変更事項に掲げる事項を次のように変更する。

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田 清 司

路線番号	変更事項	変更前	変更後
130	起 点 江南町	終 点 江南町	終 点 熊谷市小江川
127	終 点 妻沼町	終 点 妻沼町	終 点 熊谷市飯塚
86	重要な経過地 岡部町	重要な経過地 深谷妻沼線	重要な経過地 深谷飯塚線(削除)
83	起 点 花園村大字荒川	起 点 花園村大字荒川	起 点 深谷市荒川
81	重要な経過地 妻沼町葛和田	重要な経過地 妻沼町葛和田	重要な経過地 熊谷市葛和田
80	終 点 岩槻市	終 点 岩槻市	終 点 さいたま市岩槻区
76	重要な経過地 吹上町、吉見町	重要な経過地 吹上町、吉見町	重要な経過地 吉見町
75	重要な経過地 川本町、深谷市、岡部町、美里村	重要な経過地 川本町、深谷市、岡部町、美里村	重要な経過地 深谷市、美里町
72	終 点 児玉町	終 点 児玉町	終 点 本庄市
69	重要な経過地 川本町	重要な経過地 川本町	重要な経過地 (削除)
59	終 点 妻沼町	終 点 妻沼町	終 点 熊谷市妻沼
56	重要な経過地 上福岡市、大井町	重要な経過地 上福岡市、大井町	重要な経過地 ふじみ野市
48	終 点 岩槻市	終 点 さいたま市上福岡所沢線	終 点 さいたま市岩槻区
47	重要な経過地 江南村	重要な経過地 江南村	重要な経過地 熊谷市
45	終 点 妻沼町	終 点 妻沼町	終 点 熊谷市妻沼
44	終 点 児玉町	終 点 児玉町	終 点 本庄市
43	終 点 荒川村	終 点 荒川村	終 点 秩父市荒川小野原
42	重要な経過地 庄和町	重要な経過地 松伏庄和関宿線	重要な経過地 春日部市
37	重要な経過地 吉田町、両神村	重要な経過地 吉田町、両神村	重要な経過地 秩父市上吉田、小鹿野町
32	重要な経過地 川里村	重要な経過地 川里村	重要な経過地 秩父市荒川贄川
2	重要な経過地 岩槻市	重要な経過地 岩槻市	重要な経過地 さいたま市岩槻区

272	270	266	265	263	257	214	210	184	178	175		173		172		171		163		156		148		131					
路線名	起点	路線名	起点	重要な経過地	起点	起点	起点	起点	重要な経過地	重要な経過地	終点	起点	起点	路線名	重要な経過地	起点	起点	路線名	終点	路線名	重要な経過地	終点	終点	路線名	重要な経過地	起点	終点		
東大久保大井線	吉田町大字久長	久長秩父線	大井町	花園町、岡部町	妻沼町大字弁財	大里町青山	岩槻市大字新方須賀	大滝村大字中津川	川本町大字本田	南河原村	美里村	児玉町	花園村大字小前田	玉川村大字玉川	玉川熊谷線	玉川村	都幾川村大字大野	玉川村大字五明	玉川坂戸線	大井町	狭山大井線	杉戸町	吉川町、松伏町、庄和町、	幸手町	吹上町	騎西鴻巣線	上里村	児玉町	川本町大字本田
東大久保ふじみ野線	秩父市吉田久長	吉田久長秩父線	ふじみ野市	深谷市岡部	熊谷市弁財	熊谷市青山	さいたま市岩槻区大字新方須賀	秩父市中津川	深谷市本田	(削除)	美里町	本庄市	深谷市小前田	ときがわ町大字玉川	ときがわ熊谷線	(削除)	ときがわ町大字大野	ときがわ町大字五明	ときがわ坂戸線	ふじみ野市	狭山ふじみ野線	戸町	吉川市、松伏町、春日部市、杉	幸手市	鴻巣市	騎西鴻巣線	上里町	本庄市	深谷市本田

355	353	352		345		331		325	324	321	320	313	307	303		301		289		287	284	283	282	279	273						
終点	終点	起点	終点	起点	路線名	起点	備考	起点	路線名	起点	終点	起点	起点	起点	終点	路線名	起点	起点	路線名	備考	起点	路線名	終点	終点	終点	終点	起点	起点	終点		
岡部町大字普濟寺	岡部町大字岡	岡部町大字針ヶ谷	岡部町大字普濟寺	児玉町大字蛭川	蛭川普濟寺線	大里町小八林	大里久保田下青鳥線	群馬県多野郡鬼石町	吉田町大字太田部	太田部鬼石線	岩槻市大字大野島	岩槻市	庄和町大字西金野井	春日部市西宝珠花	春日部市西宝珠花	川里村大字北根	吹上町	福田吹上線	妻沼町大字弥藤吾	妻沼町大字小島	小島太田線	群馬県多野郡鬼石町	神川町大字矢納	矢納鬼石線	児玉町	吉田町	吉田町	吉田町	両神村大字西平	都幾川村大字西平	大井町
深谷市普濟寺	深谷市岡	深谷市針ヶ谷	深谷市普濟寺	本庄市児玉町蛭川	児玉町蛭川普濟寺線	熊谷市小八林	小八林久保田下青鳥線	群馬県藤岡市譲原	秩父市吉田太田部	吉田太田部譲原線	さいたま市岩槻区大字大野島	さいたま市岩槻区	春日部市西金野井	春日部市西宝珠花	春日部市西宝珠花	鴻巣市北根	鴻巣市	福田鴻巣線	熊谷市弥藤吾	熊谷市妻沼小島	妻沼小島太田線	群馬県藤岡町浄法寺	神川町大字矢納	矢納浄法寺線	本庄市	秩父市下吉田	秩父市下吉田	秩父市上吉田	小鹿野町両神薄	ときがわ町大字西平	ふじみ野市

375	起	点	庄和町大字西宝珠花	春日部市西宝珠花
367	終	点	両神村大字小森	小鹿野町両神小森
365	起	点	吹上町大字鎌塚	鴻巣市鎌塚
363	終	点	吉田町大字下吉田	秩父市下吉田
359	起	点	吉田町大字石間	秩父市吉田石間
				熊谷市葛和田

埼玉県告示第五百六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定により、会計管理者をして別表第一各項の出納員の欄に掲げる出納員に同表委任事務の欄に掲げる事務を、別表第二各項の出納員の欄に掲げる出納員をして同表分任出納員の欄に掲げる分任出納員に同表委任事務の欄に掲げる事務を、それぞれ委任させる。なお、平成十六年埼玉県告示第六百五十七号(出納長事務の一部委任)は、廃止する。

平成十九年四月一日

埼玉県知事 上田清司

別表第一

項	出納員	委任事務
1	総務部管財課の出納員(課長の職にある出納員に限る。)	公有財産の記録管理を行うこと。
2	総務事務センターの出納員(所長の職にある出納員に限る。)	一 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号以下「規則」という。)第四十三条第一項及び第二項の規定により、収入済通知書の送付を行うこと。 二 規則第四十三条第二項の規定により、収納済通知情報の送信を受けること。
3	出納局出納総務課の出納員(課長の職に限る。)	埼玉県証紙の出納及び保管を行うこと。

6	埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)に基づく本庁の課及びセンター、議会事務局の課及び室、教育局の課、人事委員会議務局総務給与課、労働委員会事務局審査調整課並びに監査事務局監査第一課(別表第二において「本庁の課等」という。)	ある出納員に限る。)	物品の記録管理を行うこと。
5	警察本部会計課の出納員(課長の職にある出納員に限る。)	警察本部会計課の出納員(課長の職にある出納員に限る。)	一 警察本部の課、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部(以下「警察本部の課等」という。)に属する現金の収納(国費に係るものを除く。)及び保管を行うこと。 二 警察本部の課等に係る歳入について、規則第四十条の三第一項及び第二項の規定による審査又は承認を行うこと。 三 警察本部の課等に属する即日払出しを要する入札保証金の払出しを行うこと。 四 警察本部の課等に属する有価証券、物品及び占有動産の出納及び保管を行うこと。
4	出納局物品管理課の出納員(課長の職にある出納員に限る。)	物品の記録管理を行うこと。	

<p>9</p> <p>県税事務所の出納員(第四号から第十号までに掲げるものにあつては、所長の職にある出納員に限る。)</p>	<p>8</p> <p>警察本部駐車対策課の出納員</p>	<p>7</p> <p>警察本部会計課の出納員(課長の職にある出納員を除く。)</p>
<p>一 県税及び県税に伴う税外収入に係る現金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>二 県税に係る有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>三 規則第四十五条第三項の規定により、県税及び県税に伴う税外収入に係る年度・所管更正請求書を送付すること。</p> <p>四 規則第五十条の規定により、隔地払の方法により県税(証紙徴収に係るものを除く。)の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払(資金の前渡をする場合を除く。)をするた</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用して行う保管場所確保証明書面交付申請等手数料等及び放置違反金等に係る誤納金又は過納金の戻出の決定に関する確認を行うこと。</p> <p>二 出納員の所属する課等に属する歳入歳出外現金(道路交通法第五十一条の四第十二項に係るものに限る。)の払出しの通知の審査を行うこと。</p>	<p>一 警察本部の課等に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。</p> <p>二 警察本部の課等に係る誤納金又は過納金の戻出の決定(埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する埼玉県公安委員会等が行う事務)に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)別表第八号の表第一号に規定する保管場所確保証明書面交付申請等手数料及び同表第二号に規定する保管場所標準の交付又は再交付の手数料(以下「電子情報処理組織を使用して行う保管場所確保証明書面交付申請等手数料等」という。)並びに道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の四第十四項に規定する放置違反金等(以下「放置違反金等」という。)を除く。)に関する確認を行うこと。</p> <p>三 警察本部の課等に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。</p> <p>四 警察本部の課等に属する歳入歳出外現金(道路交通法第五十一条の四第十二項に係るものを除く。)の払出しの通知の審査を行うこと。</p>

<p>11</p> <p>所轄所(埼玉県行政組織規則に基づく地域機関(地域創造センター、産業労働センター、産業技術総合センター)及び農林総合センター)の支所を含む。)、教育局の教育事務所及び教育センター(総合教育センター)の支</p>	<p>10</p> <p>県営競技事務所の出納員(所長の職にある出納員に限る。)</p>	<p>め、県送金案内書、支払集計票兼支払依頼書及び送金通知書を送付すること。</p> <p>五 規則第五十一条第一項の規定により、口座振替の方法により県税(証紙徴収に係るものを除く。)の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払(資金の前渡をする場合を除く。)をするため、口座振替案内書、支払集計票兼支払依頼書及び口座振込通知書を送付すること。</p> <p>六 規則第六十五条第一項の規定により、前二号の支払に係る口座振替案内書、県送金案内書、口座振込通知書又は送金通知書の金額以外の記載事項の誤りを通知すること。</p> <p>七 規則第六十六条の規定により、第四号の支払に係る送金通知書に關し、再発行請求書を受理すること及び再発行の手続をとること。</p> <p>八 規則第六十七条の規定により、第四号又は第五号の支払に係る送金取消請求書を送付すること。</p> <p>九 第四号又は第五号の支払に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>十 第四号又は第五号の支払に係る戻出の決定に関する確認を行うこと。</p>
<p>一 出納員の所属する所轄所に属する現金(県税及び県税に伴う税外収入並びに公営競技に係る勝者投票券発売収入、勝車投票券発売収入、入場料収入並びに投票券及び入場券の発売に伴う事故収入に係るものを除く。)の収納及び保管を行うこと。</p> <p>二 出納員の所属する所轄所に属する歳入について、規則第四十条の三第一項及び第二項の規定による審査又は承認を行うこと。</p> <p>三 出納員の所属する所轄所に属する即日払出しを要する入札保証金の払出しを行うこと。</p> <p>四 出納員の所属する所轄所に属する有価証券(県税に係るものを除く。)、物品及び占有動産の出納及び保管を行うこと。</p> <p>五 出納員の所属する所轄所に属する支出負担行為(隔地払又は口座振替の方法による県税(証紙徴収に係るものを除く。))の納付に係る特別徴収義務者に対する交</p>	<p>公営競技に係る勝者投票券発売収入、勝車投票券発売収入、入場料収入並びに投票券及び入場券の発売に伴う事故収入の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>五 通知書を送付すること。</p> <p>五 規則第五十一条第一項の規定により、口座振替の方法により県税(証紙徴収に係るものを除く。)の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払(資金の前渡をする場合を除く。)をするため、口座振替案内書、支払集計票兼支払依頼書及び口座振込通知書を送付すること。</p> <p>六 規則第六十五条第一項の規定により、前二号の支払に係る口座振替案内書、県送金案内書、口座振込通知書又は送金通知書の金額以外の記載事項の誤りを通知すること。</p> <p>七 規則第六十六条の規定により、第四号の支払に係る送金通知書に關し、再発行請求書を受理すること及び再発行の手続をとること。</p> <p>八 規則第六十七条の規定により、第四号又は第五号の支払に係る送金取消請求書を送付すること。</p> <p>九 第四号又は第五号の支払に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>十 第四号又は第五号の支払に係る戻出の決定に関する確認を行うこと。</p>

